

(案)

会 議 録

会議の名称	令和8年第2回定例会 和泉市例規等審査委員会
開催日時	令和8年5月20日(水)午後1時30分から午後2時30分まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	【例規等審査委員会委員】 (委員長)並木副市長 (委 員)森吉副市長、東市長公室長、土本総務部長、前田都市デザイン部長、尾郷こども・健康部長、門林政策企画室長、山口人事課長、左海財政課長 【事務局職員】 (総務管財室)古川室長、高垣課長、中川総括主幹、澤田総括主査、湯川主事、横尾主事 【担当課職員】 (政策企画室)田山課長、奥山総括主幹 (高齢介護室)奥野室長、寺田課長、吉岡総括主幹、奥村総括主査
会議の議題	1 審査案件 (1)和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (2)和泉市立人権文化センター条例の一部を改正する条例 (3)和泉市農業体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (4)和泉市都市公園条例の一部を改正する条例 (5)和泉市介護保険条例の一部を改正する条例 (6)和泉市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (7)和泉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例 (8)和泉市立図書館条例の一部を改正する条例 (9)和泉市立体育館条例の一部を改正する条例 (10)和泉市立運動施設条例の一部を改正する条例 (11)和泉市温水プール条例の一部を改正する条例 2 報告案件 (1)和泉市税条例の一部を改正する条例 (2)和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (3)和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (4)和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例 (5)和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例
会議の要旨	・令和8年第2回定例会に提案する条例案について審査を行った。 ・令和8年第2回定例会に提案する条例案で、軽易なものについて報告を行った。
会議録の作成方法	☐全文記録 ☒要点記録

(案)

記録内容の 確認方法	☐ 会議の議長の確認を得ている ☒ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他()
その他の 必要事項	会議非公開

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)	
並木委員長	1 審査案件 (1)～(4)、(6)～(11)使用料・利用料の見直しに係る条例改正 審査案件1から4まで、6から11までについては、関連する類似案件のため、一括で審査させていただく。 担当課から、条例案について補足説明があればお願いします。
総務管財室	(冒頭の資料に沿って、附則における経過措置の書き分けについて補則説明)
並木委員長	各委員から質問や意見があればお願いします。
左海委員	今回の見直しのおおよその影響額はいくらぐらいか。
政策企画室	仮定として、料金改定後も稼働率が同じであり、指定管理者への影響を考慮しない(稼働率低下のリスク保証や稼働率上昇への取り組みのインセンティブ)ということを前提とする場合、令和6年度の各施設の使用料収入の合計額は2億2,046万3,398円であることから、上昇分が25%の場合、効果額は5,511万5,850円となる。
左海委員	見直しを行うに当たり、配慮した点などはあるか。
政策企画室	見直しにあたり、大きく2つの配慮を行っている。 まず、積算基礎額の算出に当たり、稼働率が低い施設については、コストを利用時間で割ると、一人当たりの負担が過剰に増加してしまうが、このような事態を避けるため、実際の稼働率が50%未満であっても、計算上、適用稼働率として50%として使用料を算出している。 さらに、算出された金額をそのまま適用することなく、現行料金と比較して1.25倍以内に抑えるような激変緩和措置を行っている。 利用者負担が不当に高くなることを防ぎ、利用者の皆様がこれまでどおり施設を利用し続けられるような配慮のもとで金額を決定しているが、いずれにせよ稼働率が上がるような、運営努力は必要となるので、引き続き利用しやすい環境整備—例えば施設予約システムの導入や、周知啓発を行っていく。
左海委員	昨今の中東情勢や物価高の状況に鑑みると、このタイミングで見直しを行えば、稼働率が下がる可能性もあろうかと思われるが、稼働率維持のための工夫等を考えているのであれば教えていただきたい。

政策企画室	先ほどの回答と一部重複するが、キャッシュレス決済にも対応した「施設予約システム」の導入や啓発活動を行っていく。 公の施設の使用料見直し基本方針において、概ね3年から5年ごとに見直しを行うこととしているが、平成30年に見直しを行って以降、新型コロナ禍の発生により見直しを見送っていた。 今回、新型コロナ禍を脱し、通常の利用が可能になり、かつ、前回改定から、8年が経過することから、社会情勢や物価及び人件費の変動を反映させる必要があるため、見直しを実施するもの。
前田委員	今回、南部リージョンセンター等の施設で、来場者から入場料を取る場合の区分の金額も改正するとのことだが、その考え方や計算方法を教えていただきたい。
政策企画室	入場料の額についても、今回、使用料の改定率と同様に1.25倍の改定を行っており、対象施設は、生涯学習センター文化ホール、コミュニティセンター多目的ホール、南部リージョンセンター多目的室である。 昨今の物価高は、入場料を徴収してイベントを実施する事業者にとっても同様の影響があり、この金額を据え置いてしまうと、事業者にとっては実質的に負担増につながり、稼働率の低下も想定されることから、入場料の基準も使用料の改定率と同様の1.25倍の率で改定することで、民間事業者がこれまでどおり利用できるように実施するもの。
前田委員	条例の内容には関係がないが、今後議会に提案していく中で、議案の補足資料等の取扱いをどのように考えているか教えていただきたい。
政策企画室	補足資料については、前回、各委員会協議会において提出した資料の1ページ目の右肩に議案第何号、何号、何号と、列記したうえで、提出する予定である。
尾郷委員	今回、コミュニティセンターと人権文化センターにおいてエアコン使用料の規定を削除するとのことだが、前回の見直しの際にも当該規定の削除については議論にはなったものの、残すとの結論に至った。 どのような整理のもと削除するとの結論に至ったのか教えていただきたい。
政策企画室	前回の見直しから8年が経過しているが、気候変動の影響により年々気温が上昇している中、空調の利用はもはや贅沢品や選択的サービスといったものとは異なり、利用者の健康や生命を守る必須のインフラとなっている。

尾郷委員	そういったことから、今回削除を行うもの。 今回、半年よりも前に予約の可能な施設については、令和8年10月1日までに許可を受けたものに係る料金は改正前の料金を適用するとの経過措置を規定するとのことだが、それは事前に予約をしていた者の料金が高くなるようにするための措置であると理解している。 しかしながら、空調の利用料金が定められている施設にあっては、空調の利用状況によっては旧料金の方が高くなる可能性があるが、どうか。
並木委員長	尾郷委員から意見があったが、事前予約者が不利益とならないように経過措置を置いているということもあるので、整理が必要と思われることからこの内容については、委員長にて預からせていただきたいと思う。
政策企画室	この内容については、施設所管課とも調整を行いたい。
並木委員長	では、調整を行った内容を報告いただきたい。報告のあった内容については、他の委員にも共有をさせていただく。
並木委員長	(5)和泉市介護保険条例の一部を改正する条例 担当課から、条例案について補足説明があればお願いします。
高齢介護室	(条例の概要について説明)
並木委員長	各委員から質問や意見があればお願いします。
前田委員	本条例改正で減免対象となる対象者数及び影響額はどのくらいか。
高齢介護室	令和7年度市民税非課税の方のうち、令和8年度も市民税非課税の方を、就労調整を行った者として対象者とするので、税情報を取り込み判定していない現時点でははっきりとした数は把握できないが、予測では、65歳以上で55万円～190万円の給与収入がある方が概ね2,150人程度いることから、そのうち5%程度の方が対象者となったとすれば、108人となる。 影響額は第3段階54,170円から第4～第6段階との差額を平均額として2万円程度であることから、減免額は216万円程度になるのではないかと考える。
前田委員	この措置は令和8年度のみとのことだが、令和9年度以降はどうなるのか。

高齢介護室	令和9年度については、介護保険料の改定年度に当たり、今後国から示される保険料段階や所得基準等に基づき保険料算定することとなる。
左海委員	先ほど影響額が200万円程度と説明があったが、本年度予算の補正等を行う必要はないのか。
高齢介護室	今回の対応は、もともと令和8年度市民税非課税で当初予算の介護保険料を見込んでいた対象者の保険料を据え置くこととなるため、予算の修正の必要はないと考えている。
左海委員	確認だが、今は第9期の計画期間中だと認識しているが、そこで必要なサービスの量等を考慮し、保険料を決定していると思う。 すでに令和8年度がスタートしているということで、今回の条例改正をしない場合だと、逆に100万程度増えてしまうといったことになるため、今回の条例改正で、それを減額して、元の計画通りにするから、補正する必要はないと認識しているが、そんな理解でよいか。
高齢介護室	そうである。
東委員	条例の制定理由について、文章内1行目に「就労時間の調整により」と記載されているが、実態として就労時間調整者のみを本減免の対象とすることが可能なのか。
高齢介護室	就労時間の調整を行った者を主な対象者とする制度であるため、このように記載しているが、実際には、給与収入の増加が税制改正による就労調整であるかどうかの判別は不可能であるため、それら以外の者も含まれる可能性はある。
東委員	そうであれば提案理由で就労時間調整者のみを対象とするかのような表現は好ましくないのでは。
高齢介護室	ご指摘のとおり限定すると誤解を招く恐れがあるため、「就労時間の調整等により」など幅をもたせた表現に修正する。
東委員	2行目のところで「令和7年度の保険料段階の額まで」と記載されているが、令和7年度と同じ保険料段階にするという意味か。

(案)

高齢介護室	「令和7年度の保険料段階の額まで」との記載は、令和7年度と同じ段階にするという意味ではなく、範囲という意味での「まで」の表記であるが、誤解を招く可能性があるため「令和7年度の保険料段階の額まで」は削除する方向で修正を行いたい。
並木委員長	担当課から修正を行うとあったが、総務管財室としてはどうか。
総務管財室	修正については、担当課と同様、行うべきであるとする。
並木委員長	では、修正する方向で調整をさせていただきたい。 1件目の使用料・利用料の見直しに係る条例改正の修正等の対応については、私と森吉委員に報告をいただきたい。 2件目の和泉市介護保険条例の一部を改正する条例については、先ほど示されたとおり修正を行っていただきたい。
並木委員長	2 報告案件 それでは引き続き、レジユメに記載の報告案件について、総務管財室から補足等あれば、説明願う。
総務管財室	報告案件についての補足等は、特にはない。
並木委員長	それでは、全ての案件が終了したため、これで例規等審査委員会を終了する。
	以上